

温泉の保護と利用に関する懇談会（第5回）議事要旨

1. 日 時：平成16年3月19日（金）14：00～16：45
2. 場 所：環境省第1会議室
3. 出席委員：渡辺 修（座長）、市毛良枝、大野英市、高橋 保、竹村節子、
中村 昭、原田純孝、広庭忠雄、深澤喜延、山村順次、渡辺政治
4. 招へい者：久保田美穂子氏（財）日本交通公社主任研究員
石井幸男氏（社）日本旅行業協会理事長
石川 満氏 全国旅館生活衛生同業組合連合会専務理事
白倉卓夫氏 NPO法人健康と温泉フォーラム会長
5. 議 事
(1) 関係方面からのヒアリング (2) その他
なお、会議は公開で行われた。

6. 議事要旨

(1) 関係方面からのヒアリング

久保田美穂子氏（日本交通公社主任研究員）から、温泉利用者ニーズ等に関する調査結果の紹介とともに、次のような意見等があった。

温泉が限りある資源であることをアピールし、温泉資源の保護を強化すべき。例えば、温泉枯渇に関するチェック方法の開発、乱掘の制御などを進めてほしい。

利用者への温泉の情報開示が重要。利用者は源泉100%にだけ価値を見いだしている訳ではなく、隠していることに不信を抱いている。湯量の少ない温泉地では、温泉資源を守るために集中管理や循環利用をしている、ということをきちんと説明すればよい。

温泉地全体の環境づくりのため、自然環境や温泉情緒の再生をめざす事業に支援を行うべき。環境配慮型の旅館への補助等も検討してほしい。

国民保養温泉地は、利用者にほとんど認知されていないが、温泉の質が高くプロも注目するような温泉地が多い。国が指定したから人が来るという時代ではなく、温泉地の人々が活性化のために自ら取り組むことが必要。

エコツーリズムや環境教育のテーマとしても、温泉は使える。温泉は周辺の森林で涵養されているとして森を守っている温泉地がある。現在、温泉地では温泉利用の方法とか地域の歴史を解説する人を育成する動きが活発。温泉は皆のものという意識を広めるためにも、エコ的なアプローチは大きな意味がある。

）石井幸男氏（（社）日本旅行業協会理事長）から、温泉利用者と温泉地を結ぶ旅行業界の取組みに関して、次のような報告があった。

昨年7月、公正取引委員会から温泉表示上の問題点が指摘され、旅行業公正取引協議会が旅行業者が作成するパンフレット等の表示について注意を促した。この背景として、昨年5月に景品表示法が改正され、公正取引委員会は商品の内容について著しく優良であると示す表示につき事業者はその裏付けとなる根拠の提出を求めることができ、事業者が合理的な根拠を提出しない場合には不当表示として規制するようになったことがある。

日本旅行業協会は、温泉表示の方法について関係団体と意見交換を行い、望ましいと思われる表示要領の指針を作成し、11月に会員旅行会社に通知した。その内容は、温泉に関する用語の意味を定義し、温泉の表示にあたり利用者の誤解を招かないようにする表示方法等について取りまとめたもの。例えば、加水や加温、循環ろ過をしている場合には、その旨を明示すること、旅行の広告等に温泉に関する表示をする場合は、旅館等の温泉施設から温泉に関する用語定義に従った情報提供を求めることなどである。

）石川 満氏（全国旅館生活衛生同業組合連合会専務理事）から、旅館業界の取組みに関して、次のような意見等があった。

温泉資源の保護は、旅館業界にとって死活的な課題。温泉資源を保護するには源泉周辺の森林、特に広葉樹林による保水力の維持が重要。このため森林の伐採を規制し、温泉地周辺の自然環境を保全することが必要。

利用者の多くは自然湧出している温泉を望むが、温泉資源の保護を考えると、湯量が少なければ循環や集中管理をして対応するしかない。旅館が温泉資源の保護にきちんと取り組んでいることを理解してほしい。

平成14年に公衆浴場を発生源とするレジオネラ症集団感染が発生し、施設営業者の社会的責任が問われたことを受けて、温泉浴槽等の衛生上の自主管理のため、レジオネラ属菌防除のチェックリストを作成した。様々な項目があるが、レジオネラ属菌を防除するために最も重要なことは、塩素による消毒云々ではなく、こまめに清掃を行うことに尽きる。

温泉利用者が温泉地を活用した健康づくりをできるよう、アドバイザー制度などの取組みが各地域で活発化しており、これを進めていくことが重要。

）白倉卓夫氏（健康と温泉フォーラム会長）から、温泉の健康と保養への活用を促進する活動を踏まえ、次のような意見等があった。

温泉資源の保護の強化を図るべき。例えば、温泉の掘削が既存温泉に影響を与えないようにするため、一定範囲内でアセスを行ったり、地域の湧出

量に見合った規制がかけられるようにすること。

温泉利用者の選択に資するため、成分分析の頻度、測定場所など、温泉表示の基準を明確にすべき。地域の実情に応じ条例により定めるか、あるいは自主的な表示を推奨する制度を作ること。

温泉の適応症に関する適切な表示のあり方を確立すべき。温泉療法医会など専門家の協力を得て、検討を行うことが必要。

ヨーロッパ諸国のような滞在型温泉地の整備を促進するため、休養・保養・療養効果の高い温泉地を指定し、その環境や温泉資源の保全と活用が図られるようにすることが必要。このため、現行の国民保養温泉地制度の見直しを行い、「温泉地計画」を地元主導でつくる等その実効性を高めるようにすべき。

）以上のヒアリングの後、招へい者と委員との間で討議がなされ、次のような意見等があった。

温泉事業の関係者から、温泉源の保護について心強いご意見をいただいた。温泉の有限性は涵養可能な有限性であり、温泉を涵養する森林の保護保全は非常に重要。温泉保護の方策として、温泉掘削や汲上げの規制とともに、周辺の森林保護、自然環境維持等の対策強化を検討すべきではないか。

温泉地には入湯税があり、その税収を温泉源の保護、温泉地の街づくりや自然環境保全に有効に使うことを考えるべきではないか。

温泉地へのニーズは多様で、開放感にひたるドンチャン騒ぎもいいが、高齢者には危険なことがあり、実際のところ事故も多い。温泉利用の効能の面だけでなく、温泉地での過ごし方についての啓発も重要。温泉の適正利用や安全確保について、温泉療法医や関係学会の協力が必要ではないか。

温泉は源泉かけ流しがよいというイメージが広がっているが、温泉資源の保護のためには循環利用も必要であり、揚湯量の増加に繋がるかけ流し式は資源保護の観点から見れば良くない。温泉表示の適正化を図る上で、循環式の再評価を行うことが必要ではないか。

(2) その他

事務局より、都道府県アンケート調査結果のうち深度別の源泉状況変化等について、前回会議の指摘を受けて精査し、修正した旨の報告があった。

今後の懇談会の予定は、次のとおりとされた。

- ・第6回 4月9日(金) 14:00～ 課題に関する議論
- ・第7回 6月4日(金) 14:00～ 中間報告の検討